

2024年2月26日

東京都多摩環境事務所の情報開示度に関する考察

武蔵村山市伊奈平に所在する比留間運送(株)伊奈平産廃処理工場の操業状況に関する開示請求を令和2年度と5年度に行って開示された文書をここに掲載します。以下は令和2年度開示文書の一部です。

事故発生状況報告書

東京都多摩環境事務所
廃棄物対策課長 殿

住所 東京都武蔵村山市伊奈平3-25-5
氏名 比留間運送株式会社 伊奈平工場

事業場内で事故が発生したので報告します。

施設の名称	比留間運送株式会社 伊奈平工場
施設の所在地	東京都武蔵村山市伊奈平3-25-5
処理施設・処理業者の別	産業廃棄物処理施設（中間処理）
施設の種類	焼却炉
施設の稼動開始年月日	平成9年12月1日
施設規模	4.8 t / 日
処理する産業廃棄物の種類	機械、工具、部品、機器、機械装置、機械器具、機械装置部品、機械器具部品
事故発生年月日時	令和2年11月16日 7時30分頃
事故内容	焼却炉の水漏れ
事故原因	水冷ジャケット内にカルキが堆積し、熱交換が出来なくなり、鉄板に亀裂が入った為
修理内容	亀裂が入った鉄板を取り外し、水冷ジャケット内のカルキを洗浄し、新規鉄板の取り付け
修理が完了するまでの期間	令和2年11月16日～令和2年11月18日
修理完了日	令和2年11月18日
受け入れる廃棄物の支障はあるか	特に支障はありません。
溜まった廃棄物はどうしているか	支障はあるか 廃棄物の影響について
修理完了後、自社にて焼却処理します。	
排ガスについて	
図面の添付	添付資料①、添付資料②

2024年11月24日
東京都多摩環境事務所
廃棄物対策課長

修理報告書

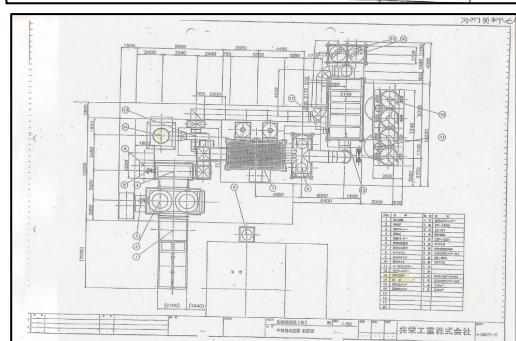
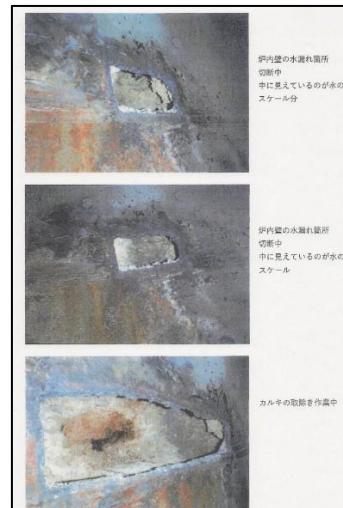
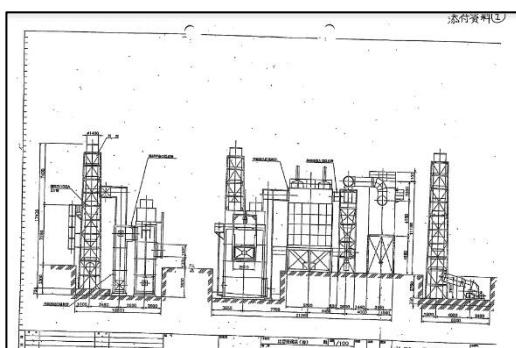
比留間運送 株式会社 様

テクノリサイクル株式会社
〒103-0012
東京都中央区日本橋堀留町1-10-16
NO.8 センターブラザ4F
TEL 03-6661-7123

作業日	令和2年11月17日～18日
作業時間	午前8時～17時
作業内容	水漏れ箇所の確認 作業足場の仮設 修理箇所のガス切断 水冷ジャケット内に堆積したカルキの取除き 新規板を溶接 上記、切断から溶接の作業を3か所行いました 作業完了後、水を張り漏れないことを確認し作業終了です
備考	今回の水漏れの原因は水に含まれるスケールの固着、堆積で 炉壁の鋼板が熱伝導の低下で亀裂が入ってしまいました スケール堆積はイオン化や、軟水器等講じてきましたが有効な 手段とはならず、現状では手作業による除去を定期的に行う ことが有効です

上記の通り作業を行いました

お客様サイン	
作業責任者	



次に令和 5 年度に行った開示請求で開示された文書を以下に掲載します。

事故発生状況報告書

東京都多摩環境事務所
廃棄物対策課長 殿

住 所 東京都武藏村山市伊奈平 3-25-5
氏 名 比留間運送株式会社 伊奈平工場
伊奈平工場長 対象外

(6)

事業場内で事故が発生したので報告します。

施設の名称	比留間運送株式会社 伊奈平工場		
施設の所在地	東京都武藏村山市伊奈平 3-25-5		
処理施設・処理業者の別	産業廃棄物処理施設（中間処理）		
施設の種類	焼却炉		
施設の稼動開始年月日	平成 9 年 12 月 1 日		
施設規模	4.8 t / 日		
処理する産業廃棄物の種類	紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ		
事故発生年月日時	令和 5 年 6 月 1 日 18 時 45 分頃		
事故の内容	事故発生概要（生活環境に与えた影響も記入してください）		
	被害の状況	死傷者数	
		施設稼動停止時間	
		機械的損害内容	
事故の対応策等	原因		
	労基署・消防署等からの指導の有無・内容		
再発防止策			

不開示

上記の 2 つの文書を比較して一目瞭然ですが、令和 2 年度の開示文書にはいわゆる「墨塗り(白塗り)」の箇所はありません(赤枠)が、令和 5 年度の開示文書は見ての如く、事故の内容、事故の対応策等、再発防止策(黒枠)が「墨塗り(白塗り)」で、項目名はわかりますが、その内容は完全に「不開示」で「墨塗り(白塗り)」です。

その理由について、別紙にあるように、「法人の公表していない事故情報であり、公にすることで当該法人の競走上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため」とされているが、①令和 2 年度には同じ項目が公開されている、②事故に関する情報は、その内容如何によっては、工場内作業者への危害や障害、健康被害等(労災・職業病)に影響をもたらす恐れがあることと、その影響は近隣居住者への爆発・火災や有害物質の漏洩や飛散による健康被害にも直結する可能性があることから、不開示にすることは認められること、③前項の影響を受ける可能性のある住民等の「知る権利」を阻害していること、④住民等が被る可能性よりも、事業者の営業上の情報秘匿の方を優先していること、⑤「競走上または運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる」との理由は極めて抽象的であり、昨今の情報公開に関する判例では、このような抽象的な理由は認められず、具体的な事業運営に及ぼす損害や競争上の具体的な不利益等の内容を明らかにしなければならないとの判例があること、などを考えるならば、この不開示については到底認容はされないというべきです。

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

「条例」: 東京都情報公開条例

文書名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定	当該規定を適用する理由
(6) 産業廃棄物焼却施設におけるダイオキシン類排出状況等調査票	・埋立処理先及び中間処理先の名称、所在地 ・分析委託先の名称、所在地、連絡先、軽量証明事業番号及び分析担当者の不開示とした部分	条例第7条第3号	法人の公表していない取引情報であり、公にすることで当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。
(7) ごみ処理施設維持管理状況報告書 令和4年8月9日收受	・搬出物の処分先		
(11) ごみ処理施設維持管理状況報告書 令和5年7月28日收受	・コンポストの売却先等		
(13) 報告書(速報) 2023年6月1日收受	報告書の内容	条例第7条第3号	法人の公表していない都への報告情報であり、公にすることで当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれるため。
(14) 事故発生状況報告書	事故の内容、事故の対応策等及び再発防止策	条例第7条第3号	法人の公表していない事故情報であり、公にすることで当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれるため。 立地規制違反の記載
(15) 焼却炉テスト運転のお願い 2023年6月12日	依頼内容	条例第7条第3号	法人の公表していない都への報告情報であり、公にすることで当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれるため。
(16) 令和5年6月26日付 比留間運送株式会社が多摩環境事務所廃棄物対策課にあてた文書	報告内容	条例第7条第3号	法人の公表していない都への報告情報であり、公にすることで当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれるため。
(17) 事故時措置届出書 令和5年6月26日收受	①事故に関する内容 ②報告書作成事業者に関する情報 ③別紙3、4の不開示とした部分及び設備点検報告書の設備に関する情報	①条例第7条第3号 ②条例第7条第3号 ③条例第7条第3号及び第4号	①法人の公表していない事故情報であり、公にすることで当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれるため。 ②法人の公表していない取引情報であり、公にすることで当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。 ③不開示とした部分の内、当該法人の保有する設備等に関する情報については、法人の公表していない内部管理情報であるため、公にすることで当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれたため条例第7条第3号に該当し、図面等については公にすることで建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にする恐れがあるため同4号に該当する。
(18) 積替え保管施設 事前計画書 令和5年10月12日收受			
P18 3-2 施設内配置図(排水処理設備を含む。)	工場内の配置等が分かる図面	条例第7条第4号	公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にする恐れがあるため。
P19 3-3 施設内配置図(写真用)	工場内の配置等が分かる図面		